既存ストックを活用する工事を行う者は、次の⑤の要件も併せて満たさなければならない。ただし、既存ストックを活用しない提案を行う場合はこの限りではない。

① 東北地方整備局における令和５・６年度一般土木工事」または「アスファルト舗装工事」の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。(会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北地方整備局が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。)

② 平成20年４月１日以降に元請けとして完成・引渡しが完了し、下記アの条件を満たす同種工事を施工した実績を有すること。

なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20％以上の場合のものに限る。

ただし、乙型ＪＶ（異工種ＪＶ）の同種工事の施工実績については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。

ア 道路における地中化工事(電線共同溝、情報ボックスまたは電線類）で、交通規制を伴う工事の施工実績。

なお、当該実績が大臣官房官庁営繕部、各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部の発注した工事（いずれも港湾空港関係を除く。以下「大臣官房官庁営繕部、各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注工事」という。)である場合は、工事成績評定点が65点未満のものではないこと。

③ 次に掲げる基準を満たす主任技術者または監理技術者を配置できること。専任の要否は関係法令による。

なお、本工事で専任が必要な場合においても、現場施工に着手するまでの期間及び工事完成後、検査が終了し事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、必ずしも主任技術者又は監理技術者の専任は要しない。

ア 土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。１級、２級等の区分がある資格については関係法令及び共通仕様書等による。なお､「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のとおりである。

ａ 建設機械施工管理技士の資格を有する者。

ｂ 技術士((建設部門、農業部門（選択科目を「農業農村工学」とするものに限る。)、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。)又は総合技術監理部門（選択科目を「建設」､「農業―農業農村工学」又は「森林―森林土木」とするものに限る。))の資格を有する者。

ｃ これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者。

イ 平成20年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の条件を満たす同種工事を施工した実績を有する者であること。

・道路における地中化工事(電線共同溝、情報ボックスまたは電線類）で、交通規制を伴う工事の施工実績

なお、当該施工実績が大臣官房官庁営繕部、各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注工事である場合は、工事成績評定点が65点未満のものではないこと。

ウ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（監理技術者講習修了履歴を有する者であること。

エ 主任技術者の資格については、関係法令及び共通仕様書等に加え、登録基幹技能者講習修了証を有する者も要件を満たすものとする。なお、上記①に示す工事種別に対応する登録基幹技能者講習の種類については、入札説明書別添の「登録基幹技能者講習と主任技術者として認められる建設業の種類について」による。

オ 配置予定の主任技術者又は監理技術者にあっては直接的かつ恒常的は雇用関係が必要であるので、資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

カ 上記アからエまでについて確認できる書類を競争参加資格確認申請書に添付すること。その添付がなされない場合は、本競争に参加できないことがある。

④ 建設業法第26条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置を認めない。

⑤ 既存ストックを活用する工事を行う者は、以下のア及びイの条件を満足していること。

ア 東北地方整備局(港湾空港関係を除く）における令和５・６年度｢通信設備工事」の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

イ 既存ストック所有者より業務委託の受注実績のある会社であること。

ただし、既存ストック所有者の電気通信設備に影響を及ぼす場合がある工程については、当該工程の施工実績のある会社とする。

⑸ 工事監理企業の参加資格要件　代表企業、構成員又は協力企業のうち、１⑸に掲げる工事監理業務を実施する者（以下「工事監理企業」という。)は、次の要件を満たさなければならない。

① 平成25年４月１日以降に下記の条件を満足する同種工事の工事監督を支援､または、自ら工事監督を行った実績を有すること。

・道路における地中化工事（電線共同溝、情報ボックス又は電線類）で、交通規制を伴う工事の施工実績

⑹ 維持管理企業の参加資格要件　代表企業、構成員又は協力企業のうち、１⑸に掲げる維持管理業務を実施する者（以下「維持管理企業」という。)は、次の①及び②の要件を満たさなければならない。ただし、点検業務及び台帳作成・管理業務のみを実施する者は次の①の要件を満たせば良いものとし、補修業務のみを実施する者は次の②の要件を満たせば良いものとする。また、調整マネジメント業務（維持管理段階）のみを実施する者はこの限りでなく、⑵に掲げる応募者共通の参加資格要件を満たせば良いものとする。

① 東北地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和５・６年度「土木関係建設コンサルタント業務」に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北地方整備局が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。)

② 東北地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和５・６年度「維持修繕工事」又は「アスファルト舗装工事」の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。(会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北地方整備局が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。)

⑺ その他企業の参加資格要件　代表企業、構成員又は協力企業のうち、１⑸に掲げる業務以外を実施する企業の参加資格要件は、⑵に掲げる応募者共通の参加資格要件を満たせば良いものとする。

３ 総合評価に関する事項

⑴ 入札参加者は入札書及び第二次審査資料（以下「事業提案」という。)をもって入札し、入札価格が予定価格の範囲内である者のうち、内容点と価格点を合計した数値(以下｢総合評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。

⑵ 入札参加者からの事業提案を入札説明書に添付する選定基準に基づき審査する。ただし、事業提案に要求範囲外の事業提案が記載されていた場合､その部分は採点の対象としない。

① 事業提案が要求水準をすべて充足しているかについて審査を行い、事業提案がすべての要求水準を充足している場合は合格とし、一項目でも充足しない場合は失格とする。